

「にいがた学びチャレンジ」を活用して「対話のある学び」の充実を！

新潟県の「学校教育の重点」では、「児童生徒が主役の授業をととした確かな学力の育成」が大きな柱の1つとして示されています。「対話のある学び」の充実に向けて、各学校で「にいがた学びチャレンジ」の積極的な活用をお願いいたします。今年度は「にいがた学びチャレンジ教材」（通称「まなチャレ教材」）を年4回（中学校3年生は年3回）配信します。昨年度から児童生徒の実態に合わせて編集も可能になっています。ぜひ、計画的にご活用ください。

1 「にいがた学びチャレンジ」とは

「対話のある学び」を実現し、児童生徒が主役となる授業をととして、確かな学力の育成を図る取組

【令和8年度学力向上サポートだより No. 1 より】

「対話」は児童生徒が学びを深め、資質・能力を育成するためには欠かせないものです。他者の考えに触れたり、自分の考えを再構築したりすることで、より深い理解や問題解決につなげることが可能です。こうした「対話のある学び」は特定の学年や教科に限定せず、全校体制で取組を進めていくことが大切です。

また、今年度から「まなチャレ教材」に加え、「評価問題」が配信されています。今号では、「評価問題」について説明します。

2 「評価問題」について

(1) ねらい

「評価問題」のねらいは、単元や内容のまとまりをととして、児童生徒の学力の定着状況を把握するとともに、「にいがた学びチャレンジ」で進めてきた取組が、効果的であったかを振り返るための判断材料とすることです。

(2) 概要

「まなチャレ教材」と併せて年4回（中学校3年生は3回）配信され、所用時間は10分から15分です。単元や内容のまとまりの終盤に、児童生徒が個人で取り組むことを想定しています。内容は学習指導要領の趣旨及び全国学力・学習状況調査の結果を踏まえたものとなっています。

(3) 実施について

実施のタイミングは、単元や内容のまとまりの終盤で、児童生徒の学力の状況と教師の授業づくりの取組を振り返ることができる適切な時期に実施してください。授業時間や朝学習等、各校、各教科で設定した時間の中で実施しても構いません。

(4) 実施後の扱い

評価問題の結果の報告は不要ですが、確実に活用できるよう、管理職や研究主任を中心にマネジメントを行ってください。評価問題の結果を基に、授業づくりの取組を点検し、今後の指導につなげていくことが大切です。

(5) その他

「評価問題」の扱いは、授業者個人で判断するだけでなく、各教科や学年・学校としてどのように活用していくのかを事前に共有したり検討したりすることが重要です。



児童生徒の資質・能力を育成するための単元構想

中越教育事務所では、単元構想の基本的な考え方と具体的な方法を解説した「授業づくりリーフレット2026」を、令和8年1月に発行しました。次期学習指導要領改訂に向けての検討でも、児童生徒の資質・能力の育成のために、単元を踏まえた授業づくりが改めて注目されています。そこで今号では、リーフレットの4ページ「単元構想のポイント」について再掲します。リーフレットは管内全ての学校にデータ配信し、全ての先生方への配付をお願いしているところです。今年度から中越地区に勤務されている先生方も、ぜひ、お手に取ってご覧ください。



「授業づくりリーフレット2026」

【単元構想のポイント その1】 単元の目標を児童生徒の姿で具体化しよう

児童生徒の実態と学習指導要領の指導事項とを照らし合わせて、育成する資質・能力（単元の目標）を明確にしましょう。



- ☐ 学習指導要領の指導事項や育成を目指す資質・能力と照らし合わせた目標が設定されているか。
- ☐ 「〇〇ができるようになった」と単元の目標が児童生徒の姿で具体化されているか。
- ☐ 知識・技能の習得だけでなく、それを活用して思考・判断・表現する力を育成する視点が目標に含まれているか。
- ☐ アンケートや実態調査などから、児童生徒の学習状況や興味・関心に応じた目標が設定されているか。
- ☐ 「なぜ学ぶのか」を児童生徒が理解できるような単元をとおした教師の願いが目標に反映されているか。

【単元構想のポイント その2】 単元の流れを考えよう

「主体的・対話的で深い学び」の実現をとおして資質・能力を育成するために、単元の流れを考えていきましょう。



- ☐ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が単元の流れの中で一体的に充実するよう計画されているか。
- ☐ 児童生徒が「話し合いたい」と思えるような内容・課題が設定され、対話を通して深い学びが実現するよう計画されているか。
- ☐ 考えを可視化したり、他者参照したりすることを可能にする ICT 活用の環境が整えられているか。
- ☐ 失敗や間違いを成長の機会と捉え、一人一人のよさを認めるなど、発達支持的生徒指導の視点が意識されているか。
- ☐ 形成的評価や児童生徒の振り返り等から、次の授業へつながるような単元の流れが意識されているか。

【単元構想のポイント その3】 学習課題を考えよう

児童生徒の気付きや生活経験を大切にしながら、単元の目標を具現するための課題を設定しましょう。



- ☐ 教師が一方向的に与えるのではなく、児童生徒の気付きや生活経験から生まれる「知りたい」「やってみたい」を大切に学習課題が設定されているか。
- ☐ 既習事項との比較や見慣れていた事象が違って見える状況の設定など、探究心を刺激する工夫がなされているか。
- ☐ 適度な困難性があったり、多様な考え方に気付かせて葛藤を生み出したりするような学習課題が設定されているか。
- ☐ 児童生徒にとって意味のある学びになるよう、学習課題と自分自身や日常生活との関連を考える場が設定されているか。
- ☐ 部分的な情報だけを提示するなど、立てた予想を確かめたいような状況が設定されているか。

校内研修や学年部会等での単元構想の際にもご活用いただけます。ぜひ、ご覧ください。

生徒指導上の諸問題と対応 ～迅速かつ丁寧な初期対応を～

令和8年度がスタートし、3か月が経ちました。児童生徒が安心して学校生活を送れるように、日々指導や対応に当たっていただいていることと思います。

今号では、いじめの認知と初期対応について、ポイントを絞って確認します。

- いじめの発生を確認した職員は、速やかに管理職もしくはいじめ対策推進教員に報告する（いじめ対策推進教員が報告を受けた場合も、その後すぐに管理職に報告する）。
- いじめ被害が疑われる児童生徒A（以下A）からの更なる聞き取りの有無を検討する（聞き取りを行う際は、Aの了承を得て確実に記録をとる）。
- いじめ発生の報告を受けた校長は、法に基づいていじめの疑い及び重大事態の疑いの有無を判断する（「いじめの疑いあり」と判断した日を認知日とする）。
- 校内いじめ対策委員会を開き、聞き取った内容やAの様子を共有し、Aへの支援方針やいじめ加害が疑われる児童生徒B（以下B）等への聞き取り方法を検討する。
- A保護者に、聞き取った内容やAへの支援方針及び今後の対応を伝え、謝罪するとともにA保護者の意向や要望を確認する。また、家庭でのAの見守りを依頼する（AやA保護者に寄り添った対応を行う）。
- Aの見守り体制構築のため、現状を全教職員で共有する。
- Bから聞き取りを行う（加害行為に至った背景や心情を十分に聞き取る）。

【参考】

「新潟県いじめ対応総合
マニュアル小・中学校編（改訂版）」



この後は、聞き取りした内容のすり合わせや、B保護者への対応等が行われます。全教職員が上記内容を共通理解し、適切な組織対応となるようお願いいたします。

スクールカウンセラー活用事業

スクールカウンセラー（SC）の職務や配置を確認し効果的な活用をお願いいたします。

1 スクールカウンセラー（SC）の職務

- 不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等を行う。
- 不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合や、災害等が発生した際の援助を行う。

2 不登校対策スクールカウンセラー（FSC）について ※勤務週数は36週に設定。

- 不登校重点支援校加配教員が配置された学校に配置。（中越管内は小7校、中18校、計25校）
- 通常の業務に加え、登校が難しい児童生徒への家庭訪問、校内教育支援センター訪問、市町村教育センター訪問を実施。
- FSCに限り、家庭訪問、市町村教育センター訪問に係る旅費を県が負担。

3 スクールカウンセラー（SC）の勤務について

対応できること	対応できないこと
勤務校の変更：今週と来週の勤務校を入れ替える。 勤務時間の分割：A学校勤務予定の日に、セット内のB学校の保護者の都合で、午後からB学校勤務をお願いします。 同一日、同一の学校区であれば、SCの勤務校の変更、及び分割は、各学校区（セット内）で決定できます。	FSCは年間36日 年間35日×1日7時間（年間245時間）を超える勤務はできません。（緊急で対応した場合は、勤務予定の別日と入れ替える。） 1日の勤務を、2時間と5時間のように別日に分割して、勤務することはできません。（1日7時間勤務が原則）

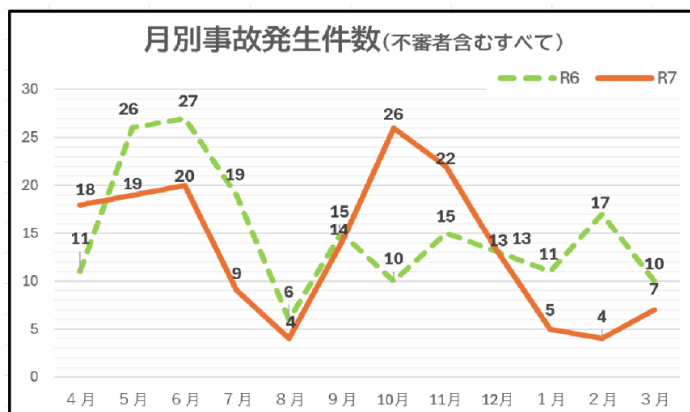
※SCの勤務管理は校長の責任において各学校区（セット内）でニーズに応じて柔軟な対応が可能です。ご不明な点は学校支援第2課 本間（0258-38-2651）までご連絡ください。

負傷・交通事故防止 ～発達段階に応じた具体的な安全指導を～

管内の児童生徒の事故発生件数について令和7年度は令和6年度に比べて、交通事故で14件、負傷事故等で5件、総数で19件減少しました。

しかし、交通事故では、自転車乗車中の事故が11件と多く、脳震とうや骨折などで緊急搬送された事案もありました。歩行中の事故も含め、交通事故の発生状況を見ると、信号のない交差点や横断歩道のない道路に飛び出して、自動車と接触するなど、不注意による

事案が散見されました。加えて、接触事故に遭った際に、運転手の「大丈夫ですか？」という声掛けに、児童生徒が安易に「大丈夫です」と返答したため、運転手が事故現場から立ち去ってしまい、結果的に「当逃げ」となる事案も複数件発生しています。このような事態にならないためにも、交通事故を予防する学習とともに、万一、事故にあった際は、運転手に「救急車を呼んでください」や「警察に連絡してください」と依頼したり、保護者や地域住民、学校職員等の信頼できる大人に対応してもらったりするなど、具体的な対処方法についても、発達段階に応じて、丁寧な指導をお願いいたします。



管理手帳 学校管理訪問より

日頃より、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、誠実に業務に取り組んでくださっていることに心より感謝申し上げます。

さて、学校管理訪問が5月12日の燕市を皮切りにスタートしました。昨年度訪問しなかった中越管内約半数の学校を訪問いたします。「学校事故や非違行為を起こさない」ために次の点について話をさせていただいています。

1 公金等の適正な執行を

公金（公費及び私費）の取り扱いに関しては担当者一人に任せず、管理職がその都度点検し、事故のないようにすることが学校や職員を守ることにつながります。適正な会計処理を行うためにも、納品時等複数の目で確認し、押印をお願いいたします。

2 物品の適切な管理を

教科等で使用する刃物類や薬品については、使用簿と管理簿の両方をそろえるようお願いいたします。管理簿が使用簿を兼ねていても適切に管理ができれば結構です。また、使用する見込みのない薬品の計画的な廃棄や教室で使用するハサミ等も児童生徒が自由に持ち出すことができないよう管理をすることをお願いいたします。

3 安全な運転を

教職員の交通事故、速度超過違反の報告が複数件届いています。再度、運転時は運転に集中すること、心と時間に余裕をもつことを心掛けていただきますようお願いいたします。

児童生徒も教職員も明るく前向きに学校生活を送ることができるよう、安心安全な学校を目指し、引き続き声を掛け合い取り組んでいきましょう。